

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

- 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。）において、フリーランスとして働く者等の労働者でない者については労災保険の強制加入の対象とはなっていないところ、第 83 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会建議（令和元年 12 月 23 日）において「・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされ、また、特に雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）における参議院附帯決議（令和 2 年 3 月 31 日）において、高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に新設された創業支援等措置に関し、「特別加入制度について……社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。」とされた。
- これを踏まえ、関係団体からのヒアリングを行い、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において議論いただいたところ、創業支援等措置としての事業を行う者について特別加入制度の対象範囲とするべきとされた。
- したがって、上記の事業について、特別加入制度の対象範囲とするよう所要の改正を行う。

2 改正の内容

- 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 46 条の 17 を改正し、創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業を一人親方等が従事する事業として追加する。
- 創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）別表第 5 を改正し、第 2 種特別加入保険率を 1000 分の 3 とする。

3 根拠条文

- ・ 法第 33 条第 3 号
- ・ 労働保険の保険料等の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 14 条第 1 項

4 施行期日等

公布日：令和 3 年 2 月中旬（予定）
施行期日：令和 3 年 4 月 1 日